

○児童扶養手当支給額

児童数	区分	支給額(月額)
1人	全部支給	42,910円
	一部支給	42,900円～10,120円 ※所得に応じて決定
2人	全部支給	10,140円を加算
	一部支給	10,130円～5,070円を加算 ※所得に応じて決定
3人以上	全部支給	1人増加するごとに6,080円を加算
	一部支給	1人増加するごとに6,070円～3,040円を加算 ※所得に応じて決定

支給例) 父または母と子ども1人世帯の場合、年間160万円未満の収入額で全部支給、年間160万円以上365万円未満の収入額で一部支給に該当します。

※①から⑤のいずれかに該当する場合でも、日本国内に住所がないときや労災・公的年金を受けることができないとき、一定額以上の所得があるときなどは、手当が支給されない場合があります。

- ① 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母に重度(国民年金の障害等級1級程度)の障害がある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ その他(父または母が引き続き1年以上遺棄・拘禁されている児童など)

児童扶養手当は、保護者からの申請に基づき支給されます。
現在、手当を受給している方も、受給資格を確認するため、現況届の提出が必要です。
現況届を提出しないと、8月以降の手当が受給できなくなります。

児童扶養手当とは？
父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない18歳までの児童(障害のある児童は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

児童扶養手当とは？

▼受給資格者

次の条件のいずれかに該当する児童を監護している方(母・生計を同じくする父または養育者)

**児童扶養手当現況届
8月中の提出を忘れずに！**

提問健康こども課こども班

☎(82)3400

ひとり親家庭等医療費等助成

保健の増進や福祉の向上のため、ひとり親家庭等の方に医療費の一部を助成しています。

- 対象** ひとり親家庭の父または母とその児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの方)
- 助成額** 医療機関等で支払った自己負担額から、一部負担額を差し引いた額
- 資格登録** 受給資格申請書と添付書類を提出
※既に登録のある方も、資格更新のため、児童扶養手当現況届と一緒に提出が必要です。
- 提出先** 健康こども課こども班

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

10月からの消費税率引き上げの影響を踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当受給者のうち未婚のひとり親へ給付金が支給されます。
※令和元年度に、一度だけ給付される給付金です。

- 対象** これまでに法律婚をしたことがない方で、令和元年10月31日において児童扶養手当の支給を受ける方
- 支給額** 17,500円
- 申請期間** 8月1日(木)～12月27日(金)
- 申請先** 健康こども課こども班